【参考】肥料に関するお知らせ

〇肥料法改正について

令和２年に「肥料取締法」は「肥料の品質の確保等に関する法律」に改められました。詳しくは、次の農林水産省のホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/seidominaoshi.html>

〇国内肥料資源利用拡大対策事業（令和５年度補正予算）について

農林水産省により、海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料への転換を進める取組等を支援する事業が開始されました。なお、令和４年度補正予算事業から一部変更されております。関心がある方は、次の農林水産省のホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/kokunaishigen.html>

〇マッチングサイトについて

農林水産省により、堆肥や下水汚泥といった国内肥料資源の利用拡大に向けて、関係事業者の連携づくりの契機となるよう、国内資源供給者、肥料メーカー及び肥料利用者等の関連事業者のニーズ等に関する情報を一元的に収集し、互いに閲覧できるマッチングサイトが開設されました。関心がある方は、次の農林水産省のホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/kokunaishigen/matching.html>

〇「国内肥料資源の利用拡大に向けたマッチングフォーラムin東海」について

下水汚泥資源や畜産堆肥などの肥料原料を供給する事業者や肥料メーカー、肥料販売事業者、それら肥料を活用する耕種農家等の幅広い関係者が一堂に会し、関係事業者同士の情報交換や連携づくりの場となるよう、農林水産省の補助事業により、令和６年３月１日に開催されます。関心がある方は、次の公式ホームページをご覧ください。

<https://www.bosyu1.kokunai-hiryo.com/>

〇爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた肥料・農薬販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底について

　　爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止を徹底するため、警察庁から通知が出ております。詳しくは次の農林水産省のホームページをご覧ください。

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\_hiryo/bakuhatsubutsu/bakuhatsubutsu.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/bakuhatsubutsu/220922.html)

〇肥料成分を保証可能な新たな公定規格（菌体りん酸肥料）の創設について

　　令和５年１０月１日から、普通肥料のりん酸質肥料に新たな公定規格「菌体りん酸肥料」が追加されました。「菌体りん酸肥料」の登録申請先は県ですが、品質維持のため、登録申請の前段階として原料の管理や年４回以上の成分分析等を含めた「品質管理計画」を策定してＦＡＭＩＣへ提出する必要があります。関心がある方は、次の農林水産省のホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/kintairinsan.html>

〇有機ＪＡＳ資材評価方法の改善に係る肥料等関係業者への周知について

　　令和６年１月に「有機農産物のＪＡＳ資材評価手順書」及び資材メーカー等向けの説明資料が改訂されました。関心がある方は、次の農林水産省のホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai.html>